

平成28年(㉮)第 23 号伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立事件

債権者 須藤昭男 外名

債務者 四国電力株式会社

準備書面(13)補充書2

(新規制基準批判)

2016年12月 26 日

松山地方裁判所 御中

債権者ら代理人

弁護士 薦田伸夫	弁護士 河合弘之
弁護士 東俊一	弁護士 海渡雄一
弁護士 高田義之	弁護士 青木秀樹
弁護士 今川正章	弁護士 内山成樹
弁護士 中川創太	弁護士 只野靖
弁護士 中尾英二	弁護士 甫守一樹
弁護士 谷脇和仁	弁護士 中野宏典
弁護士 山口剛史	弁護士 井戸謙一
弁護士 定者吉人	弁護士 市川守弘
弁護士 足立修一	弁護士 望月健司
弁護士 端野真	弁護士 鹿島啓一
弁護士 橋本貴司	弁護士 能勢顯男
弁護士 山本尚吾	弁護士 胡田敢
弁護士 高丸雄介	弁護士 前川哲明
弁護士 南拓人	弁護士 竹森雅泰
弁護士 東翔	弁護士 松岡幸輝

目次

第1	はじめに	4
第2	「6-1-1 立地審査指針は、どのようなもので、どのような役割を果たしていたのか」について	4
1	「1 立地審査指針の概要」について	4
2	「2 立地審査指針の構造」について	4
(1)	立地審査指針の構成	4
(2)	「基本的考え方」	5
ア	「原則的立地条件」	5
イ	「基本的目標」	5
(3)	「立地審査の指針」	5
ア	基本的目標 a を達成するため	6
イ	基本的目標 b を達成するため	6
ウ	基本的目標 c を達成するため	6
3	「3 深層防護の考え方と立地審査指針の関係」について	7
4	「4 既許可の原子炉施設に対する立地審査指針の適用結果」について	7
(1)	「考え方」の記述	7
(2)	①の原則的立地条件(立地審査指針1, 1(1))の適用もなかった	8
(3)	50年間改定なし	9
(4)	本末転倒で甘々な評価	9
(5)	改定の必要性	11
ア	(旧)原子力安全委員会委員長班目春樹氏(甲A225・8頁)	11
イ	原子力規制委員会委員長田中俊一氏(平成24年11月14日原子力規制委員会記者会見録(甲B104)・16頁～)	11
(6)	田中委員長らの変節	12
(7)	立地審査指針無視の致命的瑕疵	13

第3 「6-1-2 現在の立地審査指針の位置づけはどのようなものか」について	13
1 「考え方」の記述	13
2 立地基準の不存在	14
3 原子炉等規制法違反	14
第4 「6-1-3 立地審査指針の「(旧)重大事故」, 「(旧)仮想事故」と原子炉等規制法, 設置許可基準規則の「重大事故」は同じ意味か」について	14
第5 「6-1-4 立地審査指針で要求していた, 原子炉施設で発生しうる大きな事故が敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないという観点について, 現在の法体系においてどのように考えられているか」について	15
第6 「6-1-5 立地審査指針で, 「必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること」の観点から要求していた「原子炉からある距離の範囲内であって, 非居住区域の外側の地帯は, 低人口地帯であること」について, 現在の法体系においてどのように考えられているか」について	15
第7 「6-1-6 新規制基準等において, 社会的影響の観点から, 「原子炉敷地は, 人口密集地帯からある距離だけ離れていること」について, 現在の法体系においてどのように考えられているか」について	16
第8 結論	16

新規制基準批判・補充書 2 (「考え方」の立地審査指針の記述に対する反論)

第 1 はじめに

債務者が、立証趣旨を「新規制基準における立地審査指針の位置づけについて証する」として、原子力規制委員会作成の平成 28 年 8 月 24 日付「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(乙 259。以下「考え方」という)を提出しているので、「考え方」の第 6 章「§ 6-6-1 立地審査指針」(282 頁以下)について、反論を加えておく。

第 2 「6-1-1 立地審査指針は、どのようなもので、どのような役割を果たしていたのか」について

1 「1 立地審査指針の概要」について

「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」(昭和 39 年 5 月 27 日原子力委員会決定。「立地審査指針」という)が、平成 24 年改正前の原子炉等規制法 24 条 1 項 4 号の「災害の防止上支障がないものであること」の基準を具体的に記載した指針の 1 つで、「陸上に定置する原子炉の設置に先立って行う安全審査の際、万一の事故に関連して、その立地条件の適否を判断するためのもの」であったことを記述しており、この点には異論はない。

2 「2 立地審査指針の構造」について

立地審査指針の構造についての以下の記述について、概ね異論はない。但、「(3)立地審査指針により判断する事項」(「考え方」285～286 頁)において、①の原則的立地条件(立地審査指針 1, 1(1))を除外したようなまとめをしているのは問題である。

(1) 立地審査指針の構成

立地審査指針は、「基本的考え方」、「立地審査の指針」及び「適用範囲」を示す「原子炉立地審査指針」(別紙 1)と、「原子炉立地審査指針を適用する際に必要な暫定的な判断の目安」(別紙 2)で構成されている。

(2) 「基本的考え方」

「基本的考え方」は、「原則的立地条件」と「基本的目標」で構成されており、夫々、次のように規定されている。

ア 「原則的立地条件」

- ① 大きな事故の誘因となるような事象が家屋においてなかったことは勿論であるが、将来においても考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと(立地審査指針1, 1(1))。
- ② 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること(立地審査指針1, 1(2))。
- ③ 原子炉の敷地は、その周辺も含めて、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること(立地審査指針1, 1(3))。

イ 「基本的目標」

- a 敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地から見て、最悪の場合には起きるかもしれないと考えられる重大な事故(以下「重大事故」という)の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと
- b 更に、重大事故を超えるような技術的見地から起きるとは考えられない事故(以下「仮想事故」という)(例えば、重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかが動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの)の発生を仮定しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと
- c なお、仮想事故の場合には、集団線量に対する影響が十分に小さいこと

(3) 「立地審査の指針」

上記「基本的目標」を達成するため、少なくとも次の3つの条件が満たされていることを確認しなければならない。

ア 基本的目標 a を達成するため

基本的目標 a を達成するため、少なくとも、「原子炉の周辺は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること」を要求している。ここにいう「ある距離の範囲」としては、重大事故の場合、もし、その距離だけ離れた地点に人がいつづけるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲をとるものとし、「非居住区域」とは、公衆が原則として居住しない区域をいうものとしてされている。そして、この「ある距離の範囲」の判断の目安としては、甲状腺(小児)に対し 1.5 Sv 、全身に対して 0.25 Sv とされている。

イ 基本的目標 b を達成するため

基本的目標 b を達成するため、少なくとも、「原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること」を要求している。ここにいう「ある距離の範囲」としては、仮想事故の場合、何らの措置を講じなければ、範囲内にいる公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される範囲をとるものとし、「低人口地帯」とは、著しい放射線災害を与えないために、適切な措置を講じうる環境にある地帯(例えば、人口密度の低い地帯)をいうものとしてされている。そして、この「ある距離の範囲」の判断の目安としては、甲状腺(成人)に対し 3 Sv 、全身に対して 0.25 Sv とされている。

ウ 基本的目標 c を達成するため

基本的目標 c を達成するため、少なくとも、「原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること」が求められている。ここにいう「ある距離」としては、仮想事故の場合、全身線量の積算値が、集団線量の見地から十分受け入れられる程度に小さい値になるような距離をとるものとしてされている。そして、この「ある距離」の判断の目安としては、外国の例(例えば 2 万人 Sv) を参考とすることとされている。

3 「3 深層防護の考え方と立地審査指針の関係」について

「考え方」は、IAEAにおいても採用されている深層防護の第4、第5のレベルの防護対策が法的要求事項とされていなかった事実を認めながら、立地審査指針の離隔要件が第4の防護レベルに一定の役割を担ったとか、立地審査指針の低人口地帯の要求が第5の防護レベルの領域である防災活動を容易にする効果を意図するものであったとしているが、明らかに牽強附会であり、次に述べるように、立地審査指針は既許可の原子力施設の審査において機能しておらず、この意味においても、「考え方」の上記記述は、実体を伴わないものである。

4 「4 既許可の原子炉施設に対する立地審査指針の適用結果」について

(1) 「考え方」の記述

「考え方」は、既許可の原子炉施設に立地審査指針の基本的目標を適用した結果は、次のとおりで、立地審査指針が原子炉施設の許可に影響するものでなかったことを認めている。立地審査指針が指針として機能しなかった事実を認めている事実は重要であるが、「考え方」がそこに留まり、機能しなかった原因を直視し、機能させるための立地審査指針の改定に触れもしなかった事実は、看過し難い。

a 重大事故の発生を仮定した上で、めやす線量を超える区域、すなわち敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないための区域である「非居住区域」は、発電所敷地内に収まっていたため、敷地外において「非居住区域」の設定はされず、敷地境界ではめやす線量未満となっていた。

b 仮想事故の発生を仮想した上で、めやす線量を超える地帯、すなわち適切な措置を講じうる環境にある地帯である「低人口地帯」は、発電所敷地内に収まっていたため、敷地外は「低人口地帯」である必要はなく、敷地境界ではめやす線量未満となっていた。

c 仮想事故の発生を仮想した上で、めやす線量を超えるような人口密集地帯に近接した立地地点は、日本国内に存在しなかった。大都市である東京や大阪が含まれる方位に放射性物質が流れるという想定をする場合が、全身線量の人口積算値が最大となることが多いが、その場合においてもめやす線量未満となっていた。

(2) ①の原則的立地条件(立地審査指針1, 1(1))の適用もなかった

日本最大の活断層である中央構造線が5～8kmの直近に存在する伊方原発の審査において、①の原則的立地条件(立地審査指針1, 1(1))は適用されなかった。

NHK制作の「ドキュメンタリーWAVE『伊方原発問われる「安全神話」』(甲B250)では、松田時彦氏が、伊方原発1号炉の審査の際に、中央構造線の活動性を指摘したのに、安全審査報告書に全く記載がなく驚いた旨の証言を行っているし、伊方1号炉の第一審判決である松山地判昭和53年4月25日(乙196)は、「本件安全審査報告書には中央構造線について全く触れていないこと、文書提出命令により被告が裁判所に提出した書類中にも中央構造線に関するものは存しないこと」(388頁上段中ほど)を認定している。そして、NNNドキュメンタリー番組(甲B218)では、四国電力に勤務して伊方2号機の許可申請を担当した原子力防災の専門家である松野元氏が、「技術者として考えると伊方原発は立地上が問題で、かつては中央構造線は活断層と言われていなかったからあそこに立地したんだけど、今は活断層と言われてますから今から立地を考えれば、伊方ではありえない。」と明言しており、伊方2号炉の判決である松山地判平成12年12月15日(乙197)は、「昭和52年になされた本件安全審査においては、前面海域断層群について、沖積層相当層の堆積以後(1万年前以降)の断層活動は認められないと判断されていたところ、本件許可処分後の平成8年に発表された岡村教授の調査等に基づく知見により、現

在では、沖積層相当層の堆積以後(1万年前以降)の断層活動もあると考えられているのであるから、前面海域断層群の活動性に関する本件安全審査の判断は、結果的にみて誤りであったことは否定できない。」(104頁2段目)と明快に判示している。

このように、伊方1号炉は中央構造線が存在しないとして、伊方2号炉(及び3号炉)は中央構造線が活断層ではないとして、①の原則的立地条件(立地審査指針1, 1(1))の適用を免れて、許可を受けたのであるが、我が国の他の原発にも①の原則的立地条件(立地審査指針1, 1(1))の適用はなく、立地審査指針は、この点においても全く機能していなかったのである。

(3) 50年間改定なし

福島原発事故当時、内閣府原子力安全委員会の委員長であった班目春樹氏は、「証言班目春樹」(甲B11)の中で、「立地審査指針は、ある場所に原子力関連施設を立地してよいか判断するためのものですが、1964年に制定されて以来、50年近くも抜本的に改定されていません。」(170頁)

(4) 本末転倒で甘々な評価

上述した班目春樹氏は、「証言班目春樹」(甲B11・143頁～)で、次のように証言して、立地審査指針の規定が本末転倒の規定であったことを認め、また、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録第四号(甲A225・8頁)において、立地審査指針の仮想事故の評価が非常に甘々だった事実を認めている。

「(指針類は)全部で約60あり、原発のほか、原子力にかかわる施設を建設したいと電力会社などから申請があれば、これらに基づいて審査します。さらに、運転中の原発であっても、日常から、安全性を確保するため、これらを順守することが必須とされてきました。例えば、1964年に制定され89年に改訂された『原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について』というものがあります。通常『立地審査指針』と言われ

ているものです。原発を新設する時、その場所に建設していいか、適地なのかを判断する基準です。その中身は、単純化していうと、原発を立地するには、災害が起きそうもない場所を選び、仮に大きな事故が起きたとしても、放射性物質の漏出で影響が及ぶ範囲には大勢の人が住んでいないこと、というものです。私は事故前から『これはおかしい』と思っていました。本当に安全性の確保につながる指針かと疑っていたので、『原安委として、抜本的に見直すべきだ』とあちこちで発言していました。電力会社は、原発新設の前に設置許可申請書を提出しますが、その中に、『立地審査指針が満たされている』と必ず記されている。さらに、『最悪の場合に起きるかもしれない事故(重大事故)で放射性物質が飛散する範囲には人は住んでおらず(非居住区域)、重大事故を超えるような、起きるとは考えられないような事故(仮想事故)でも、放射性物質が飛散する範囲には、殆ど人は住んでいない(低人口地帯)』とも書いてあります。これはつまり、『どんな事故があっても、影響は敷地外に及ばない』という申請書なのです。どうして、最悪の重大事故でも影響は敷地内にとどまるのかというと、影響が敷地内にとどまるよう逆に考え事故を設定しているからです。要は『本末転倒』ということです。しかし、実際、福島原発事故では、敷地を超えて放射性物質が飛散しました。立地審査指針を満たしていれば、こんなことは起きない筈でした。」

「原子炉の安全設計審査指針も奇怪です。

『長期間にわたる全交流動力電源喪失は、送電線の復旧または非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない』と解説にわざわざ書いてある。国会事故調、政府事故調共に、この一文が今回の事故をもたらしたと指摘しています。私も『明らかな間違い』だと思っていました。しかし、秘書官はこうした指針類の見直しにも否定的でした。原発の維持を最優先したのでしょうか。私は『被告』と怒鳴られたこともあり、言い返

すことができませんでした。」(142頁～)

(5) 改定の必要性

このように、立地審査指針は、根本的な問題を抱えていたので、その改定の必要性は当然のこととされ、次のように言われていた。

ア (旧)原子力安全委員会委員長班目春樹氏(甲A225・8頁)

(立地審査指針は)今度、原子力基本法が改正になれば、その考え方に則って全面的な見直しが必要とされるべきものと述べていた。

イ 原子力規制委員会委員長田中俊一氏(平成24年11月14日原子力規制委員会記者会見録(甲B104)・16頁～)

立地審査指針について、当初、田中委員長は、次のように述べ、立地審査指針を改定すると言っていた。

○記者 日経新聞のカワイと申します。

先程の質問に続いてなのですが、立地指針の方で仮想事故の話が出たと思うのですが、仮想事故で周辺住民に線量の被ばくの限度みたいなものが決まっています、その住民の人数かける被ばく線量を基準として、それが立地の基準になっていたと思うのですが、先程おっしゃったのは、福島のような事故を仮想事故として想定すると、それを超えてしまうような原発がいろいろ出てくるというような、そういうお話という認識でよろしいのでしょうか。

○田中委員長 立地指針は、今、御指摘いただいた集団線量の評価もありますけれども、敷地境界で外部線量だと、今、年間250mSvですね。そういったところも決まっていますので、今、福島で言うと、境界のところ、正確には分かりませんが、多分、今回のシミュレーションの結果では、1kmより近いところは計算できていませんけれども、かなり高いレベルになっていますので、そういう意味で立地指針の趣旨から言うと、福島のような放出を仮定すると、なかなか立地条件が合わなくなってくる

ということはいえのではないかと、そんな風に、今、思っています。

○記者 そうなると、立地指針の改定みたいなものも視野に入れていらっしゃるということですか。

○田中委員長 今、立地指針は敷地境界で250(m Sv)と言っていますけれども、実質的に今100 m SvにすべきというのがICRP(国際放射線防護委員会)とかいろんなあれが出ていて、運用上は100 m Svくらいになっていますから、そういった点での指針の改定も今後必要になると思っています。

○記者 その原発への遡及的な適用というのもあり得るのでしょうか。

○田中委員長 それはあり得ると思います。そうしないと、シビアアクシデントマネジメントというか、そういう点でバックフィットというのが意味をなさなくなりますから、そういうことになると思います。

ただ、これまでも特に福島のような状況が起こるということは想定していなかったところがありますので、そうなると、250(m Sv)でなくても100(m Sv)でも十分皆さんクリアできていたのですが、実際には、そのところが今回の事故でそういうことが守れない状況もあり得るということが明らかになりましたから、そこはちゃんとした評価をして対策を取って頂くようにしたいと思っています。

○記者 最後にします。確認ですが、今おっしゃったのは100 m Sv等の、もし新しい基準ができたとしたら、それに当てはまらない原発は再稼働ができないということでしょうか。

○田中委員長 そうですね。

(6) 田中委員長らの変節

ところが、その後、田中委員長らは、立地審査指針を廃止はしないが適用はしないと言明するようになり(平成25年4月24日原子力規制委員会記者会見録(甲B130)・平成27年3月10日原発立地審査指針に関する

る国会質疑応答資料(甲B131)), 結局, 改定しないだけでなく, 立地審査指針を無視してしまったのである。しかも, 立地審査指針を適用した場合には, 許可できなくなってしまうという全く理由にならない理由で無視してしまった(甲B131・3頁)のであって, この瑕疵は致命的に重大である。

(7) 立地審査指針無視の致命的瑕疵

立地審査指針は, 唯一の立地基準として, その改定や運用によって, 地震・津波・火山等の大事故の誘因となる事象が考えられる所への原発の立地を規制し, 重大事故や仮想事故の適切な想定によって公衆の放射線災害を防ぐことができたが, 原子力規制委員会は, 改定を行わないだけでなく, 立地審査指針を適用した場合には, 許可できなくなってしまうという全く理由にならない理由で無視してしまったものであって, この致命的瑕疵は治癒不能である。

第3 「6-1-2 現在の立地審査指針の位置づけはどのようなものか」について

1 「考え方」の記述

「考え方」は, 立地審査指針が新規制基準に採用・引用されておらず, 審査基準として使用されていない事実を認めた上, その理由として, 立地審査指針の原則的立地条件①は, 設置許可基準規則において地盤の安定性や地震等による損傷防止など, 自然的条件ないし社会的条件にかかる個別的な規定との関係で考慮されており, 原則的立地条件②は, 改正原子炉等規制法によって重大事故対策が新たに規制要求事項として追加する等したことにより適切に「災害の防止上支障がないこと」について判断できると評価したとし, また, 原則的立地条件③は, 改正原子炉等規制法が深層防護の第4の防護レベルに相当する重大事故等対策を法的要求事項とし, 原子力災害対策特別措置法等により深層防護の第5の防護レベルにも対応している上, 立地審査指

針の「低人口地帯」は既許可の原子力施設では発電所敷地内に収まっていたことから、その役割を終えたと判断した等としている。

2 立地基準の不存在

「考え方」も記述するように、立地審査指針は、「陸上にて位置する原子炉の設置に先立って行う安全審査の際、万一の事故に関連して、その立地条件の適否を判断するためのもの」であった(「考え方」282頁)。その唯一の立地基準であった立地審査指針が、個別規定や重大事故等対策とは異なる存在価値を有していたことは明らかであって、「考え方」の上記理由が全く理由たり得ないことは明白である。そして、「低人口地帯」が発電所敷地内に収まっていたことについては立地審査指針の改定によって本来の仮想事故を想定し直すことで対応すべきであって、不備を改定しないまま不備を理由に役割を終えたとするのは言語道断である。

IAEAの安全基準「原子炉等の施設の立地評価」(No.NS-R-3)を挙げるまでもなく、立地基準は不可欠であって、その不存在は新規制基準の致命的欠陥であるといわなければならない。

3 原子炉等規制法違反

改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号は、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質もしくは各燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と規定しているが、新規制基準は、「位置」についての原子力規制委員会規則を欠いており、同法の明文の規定に明らかに違反している。

第4 「6-1-3 立地審査指針の「(旧)重大事故」,「(旧)仮想事故」と原子炉等規制法,設置許可基準規則の「重大事故」は同じ意味か」について

「考え方」は、上記設問を設定した上、立地審査指針の「(旧)重大事故」,「(旧)仮想事故」は、原子炉格納容器は破損しないことを前提にした上、事故の具体

的シナリオなどを考慮していなかったのに対し、改正原子炉等規制法、設置許可基準規則の「重大事故」は、炉心の著しい損傷に至る恐れがある事故について、格納容器の破損を防止するため具体的な事故シナリオを検討する等大幅に厳しい対策を要求しているとして、立地審査指針よりも重大事故対策が厳しくなったと我田引水の記述をしている。

しかし、上述したように、立地審査指針の重大事故、仮想事故が、指針本来の定義を離れて、発電所敷地内に収まる事故に矮小化されて運用されていたことが問題なのであって、これを改めて、より厳しい事故想定をすべきところ、矮小化されたままの事故想定を前提に、改正原子炉等規制法、設置許可基準規則の「重大事故」の方が想定が厳しいとして立地審査指針を用いない理由とするのは、本末転倒であり、設問自体、我田引水の誹りを免れない。

第5 「6-1-4 立地審査指針で要求していた、原子炉施設で発生しうる大きな事故が敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないという観点について、現在の法体系においてはどのように考えられているか」について

「考え方」は、立地審査指針の矮小化された重大事故を前提に、「非居住区域」の範囲は発電所敷地内に収まっていたとして、設置許可基準等の有効性を主張するもので、上述したと同様の我田引水の主張に過ぎず、論外である。

第6 「6-1-5 立地審査指針で、「必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること」の観点から要求していた「原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること」について、現在の法体系においてはどのように考えられているか」について

「考え方」は、立地審査指針の矮小化された仮想事故を前提に、「低人口地帯」の範囲は発電所敷地内に収まっていたとして、設置許可基準等の有効性を主張するものであり、また、原子力防災対策が充実・強化されたので立地審査指針はその役割を終えたと主張するものであって、上述したと同様の我田引水の主張に過ぎず、論外である。

第7 「6-1-6 新規制基準等において、社会的影響の観点から、「原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること」について、現在の法体系においてはどのように考えられているか」について

「考え方」は、国際放射線防護委員会の2007年勧告を引用して、立地審査指針が考慮した集団線量が社会的影響の考慮としては不適切であり、福島原発事故を踏まえ半減期の長い放射性物質の総放出量という観点からの規制が合理的だと主張している。しかし、集団線量は原子炉に起因する社会的リスクを把握するための指標で、疫学研究の手段として意図された指標ではなく、原子炉の立地審査や核実験による放射性降下物や原子力事故などの重大事故の評価等に使われている。上記2007年勧告は、疫学調査に用いるのは不適切であるとし、特にごく微量な線量に被曝した大集団について癌発生数を求めるために用いてはならないとしたものに過ぎず、原子炉に起因する社会的リスクの把握に用いてはならないとしたものではない。また、福島原発事故の際、大量のヨウ素131が環境に放出され、現に多数の子供達が甲状腺癌に罹患しているが、半減期が8日に過ぎないヨウ素131を評価しなくて良い理由は何一つとしていない。

立地審査指針が考慮した集団線量は、原子炉施設の社会的リスクを評価し、原子炉の立地審査に用いるのに有用な指標であって、これを不適切とし、セシウム137の放出量の評価だけで足りるとした「考え方」の誤りは明白である。

第8 結論

以上述べたところから、立地審査指針を欠く新規制基準に根本的な欠陥があり、原子炉等規制法に違反する重大な違法があることは明白である。

因みに、この「考え方」は、作成された直後から、原発訴訟が係属中の全国の裁判所に、電力事業者側から証拠として提出されている。債務者もこれに従ったものである。

「考え方」の作成とその利用は、原子力規制委員会が、本来の中立性をかなぐ

り捨て、もはや推進機関に成り下がったことを端的に象徴するものであるとい
わなければならない。

以上